

北海道情報大学学生貸与ノートPC 利用管理規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、北海道情報大学（以下「本学」という。）に在学する通学課程の学生（以下単に「学生」という。）に対する修学支援に資することを目的として本学が貸与するノートブック型パーソナルコンピュータ（以下「ノートPC」という。）並びにACアダプタ及び収納バッグの一式（以下「付属品」という。）の利用及び管理について定めるものである。

(貸与申請)

第2条 学生は、ノートPC及び付属品の貸与を受けるに当たり、本学所定の申請書を学長に提出し、許可を受けなければならない。

2 学生は、前項に定める申請書の提出を以て、本規程に同意したものとみなす。

(管理義務)

第3条 学生は、次の各号に掲げるものを遵守し、ノートPCを管理しなければならない。

- (1) ノートPCは、精密機械であることを念頭に置いて丁寧に取扱い、付属品と共に常に利用できる状態に保つこと。
- (2) ノートPC及び付属品は、自己の利用以外に供しないこと。
- (3) ノートPCを利用するときは、机上等の安定した場所で利用するとともに、ACアダプタ接続中は、周囲の人や物の双方に危険がないよう、常に注意を払うこと。
- (4) ノートPC及び付属品は、常に自己の管理下に置き、ノートPCを放置して離席する等、盗難、破損及び紛失につながる行為をしないこと。
- (5) ノートPC及び付属品をロッカー等に保管する場合は、必ずそのロッカー等を施錠すること。
- (6) ノートPCを持ち運ぶ際は、ノートPCと併せて貸与する収納バッグ又は同等以上の保護性能を持つバッグ等に収納すること。
- (7) ノートPC及び付属品は、改造しないこと。
- (8) ノートPC及び付属品の盗難等万一の場合に備え、貸与するノートPCのシリアル番号、本体型式、商品名及びメーカー名（以下「ノートPC固体識別情報」という。）を記録しておくこと。

(利用規則)

第4条 学生は、ノートPCの利用に当たり、次の各号に掲げるものを遵守しなければならない。

- (1) 本学ネットワーク及びインターネットの利用に当たり、公序良俗に反する行為、人権侵害行為及び不正アクセス行為等の法令違反行為を禁ずるとともに、著作権、特許権、商標権及び意匠権等の知的所有権の侵害を禁ずる。
- (2) ノートPC内の重要データは、ノートPCの故障等に備え、定期的にバックアップコピー（以下「バックアップ」という。）を外部記録媒体に保存しておくこと。
- (3) ノートPCには、他者が容易にアクセスしないし不正利用できないように、パスワード等を設定するとともに、設定したパスワード等は、厳重に管理すること。
- (4) マルウェアの感染等からノートPC及びノートPCが接続するネットワークを保護するため、本学が提供するセキュリティ対策ソフトウェアをインストールし、常にノートPC、セキュリティ対策ソフトウェア及びセキュリティ対策ソフトウェアのパターンファイルを最新の状態に保つこと。
- (5) ノートPCがマルウェア等の不正プログラムに感染した、又は感染が疑わしい場合は、直ちにノートPCをネットワークから切離し、情報システム管理室の指示を仰ぐこと。

(返 却)

第5条 学生は、卒業、転学、転籍、休学、退学及び除籍に当たり、貸与されたノートPC及び付属品を遅滞なく本学に返却しなければならない。

2 前項の返却に際し、一式のいずれかでも紛失している場合は、情報システム管理室に相談するものとする。

(不具合対応義務)

第6条 情報システム管理室は、次の各号に規定するノートPCの動作不具合に関する相談を受付し、対応を行うものとする。

- (1) ハードウェアの動作不良
- (2) ノートPC配布時にプリインストールしていたソフトウェアのセットアップ不良
- (3) 本学が提供する各種アカウントの動作不良
- (4) 学内ネットワークへの接続不良

(代替機の貸与)

第7条 情報システム管理室は、次の各号のいずれかを満たすと認める場合であって、代替となる機器の予備在庫がある場合に限り、ノートPC又は付属品の代替機の貸与を行うものとする。

- (1) 適正に利用していたにもかかわらず、ノートPC又は付属品が故障し、利用が困難となった場合
- (2) ノートPC又は付属品が、災害やその他情状を酌量できる事故により破損又は紛失した場合
- (3) その他学長と協議の上、情報システム管理室長が認めた場合

2 代替のノートPCへのデータ移行は、原則として学生本人が行うものとする。

3 代替のノートPCは、原則として先に貸与している付属品一式すべての返却と引き換えに貸与するものとする。

4 ノートPCは、原則として保存されているデータの初期化を行ってから返却しなければならない。

(故障・破損の申告義務)

第8条 学生は、ノートPC及び付属品のいずれかが故障又は破損した場合、速やか（遅くとも7日以内）にその旨を電話、電子メール又は来室のいずれかの手段を用い、情報システム管理室に申し出なければならないものとする。

2 学生は、故障又は破損の状況について虚偽の申告を行ってはならない。

(紛失の申告義務)

第9条 学生は、ノートPCを盗難又は事故、災害等により紛失（以下単に「紛失」という。）した場合、速やか（遅くとも7日以内）にその旨を電話、電子メール又は来室のいずれかの手段を用い、情報システム管理室に申出て、ノートPC紛失手続きを行わなければならない。

2 前項の手続きには、ノートPC固体識別情報を基に警察へ盗難届又は遺失届を提出し、その写しを情報システム管理室に提出しなければならない。

(対応措置)

第10条 情報システム管理室は、本規程に定めた事項に違反又は従わない学生に対して、次の措置を講じることができるものとする。

- (1) ノートPCのネットワーク接続停止
- (2) ノートPC及び付属品の回収

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、情報センター運営委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和 6 年 2 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。